



連載
業務に役立つ
スキルアップ
講座

中小企業における経営課題とその対策① 資金調達を円滑にする 金融支援策のあり方とは

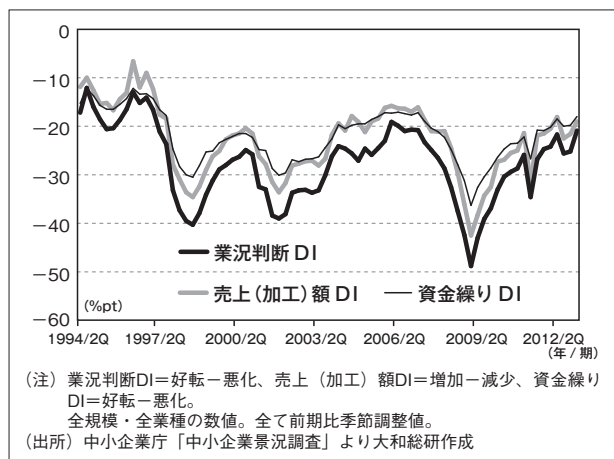


株式会社大和総研
金融調査部 研究員 おおた たまみ 太田 珠美

はじめに

中小企業は国内全企業のうち、企業数で99.7%、雇用者数で7割を占め¹、経済全体に与える影響は大きい。しかし、現状中小企業の景況感は明るいものとは言い難い。中小企業庁が四半期に一度公表している「中小企業景況調査」の業況判断・売上（加工）額・資金繰りDIの推移をみていくと、“前期と比べて悪化（減少）した”と答える企業の割合が多い状態が長期にわたり続いている（図表1）。近年では2007年から2008年に起きたサブプライムローン問題に端を発する金融危機により景況感は大きく悪化した。2009年後半からは回復に向かったものの、2011年3月に起きた東日本大震災の影響で一時的に悪化し、足元では足踏み状態となっている。

図表1 中小企業の景況感



1 中小企業庁ウェブサイト「中小企業・小規模企業者数」より。なお、中小企業の範囲は中小企業基本法第2条に定義されているが、法律や制度によって範囲が異なることがある。
(http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_placement/index.htm)

安倍政権が2013年1月に公表した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下、緊急経済対策）においても、中小企業を“日本経済の活力の源泉”と位置付け、「新たなビジネスへのチャレンジ、経営改善・事業再生などの支援を行う」旨が明記された。また、この緊急経済対策を踏まえたうえで2013年2月に成立した2012年度補正予算においても、中小企業・小規模事業者対策として①地域需要の創造、②経営支援体制の抜本強化・事業再生促進、③資金繰り支援、の3点に合計8,573億円が計上された。

中小企業と言っても、創業まもない企業から老舗と呼ばれるような社歴の長い企業もある。積極的に海外進出する企業もあれば、地域密着型企業もある。中小企業が抱える課題はそのライフステージや経営戦略によってさまざまであるが、本稿では経済環境や金融情勢などを踏まえ、中小企業に共通して認識される経営課題やその対策について考えていきたい。3回のうち第1回となる今回は、中小企業の経営課題のうち資金繰りについて取り上げる。特に、2013年3月末で失効となった中小企業金融円滑化法について、中小企業に与える影響と今後の見通しについて述べていきたい。

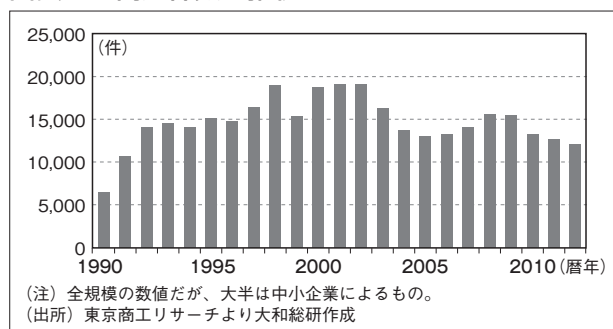
黒字倒産もありうる資金繰りの怖さ

本業以外の部分ではあるが、“円滑な資金繰り”は中小企業が意識する重要な経営課題の一つであろう。どんなに売上高が伸びている企業であっても、資金繰りの失敗により倒産にいたる可能性は常に存在する（いわゆる黒字倒産）。大企業は社債発行や株式増資など多種多様な資金調達手段を持つが、中

小企業の資金調達は金融機関からの融資や企業間信用（商品の納入と代金の支払いをずらすことによる企業間での貸借関係）に偏っている。資金の出し手が金融機関や取引先、経営者やその親族・知人に限られているのが現状である。

資金調達先が限られるがゆえに、一時的であっても金融システム不安が起きると影響を受けやすい。1社倒産するとその周辺企業の資金調達にも影響がおよび、連鎖倒産に発展しかねない。1990年代後半のいわゆる“貸し渋り・貸し剥がし”問題や、2000年代後半のサブプライムローン問題に端を発する金融危機時には、企業の倒産件数の増加がみられた（図表2）。

図表2 倒産件数の推移



金融システム不安による影響を回避するため、1990年代後半においては、1998年10月の「中小企業金融安定化特別保証制度」創設をはじめとする信用補完制度の拡充が行われた。また、「中小企業事業展開支援特別貸付」および「中小企業運転資金円滑化特別貸付」も創設され、政府系金融機関などの中小企業に対する既存の低利融資制度の拡充が行われた。2000年代後半の金融危機後にも、2008年10月から緊急保証制度が実施され、セーフティネット貸付の貸付枠も拡充されるなど、信用補完制度と政府系金融機関などの低利融資制度の拡充が行われた。

中小企業金融円滑化法とは何だったのか

2000年代後半に行われた対策として特徴的であったものとしては、2009年12月から施行され2013年3月末で失効となった中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法）も挙げられよう。円滑化法により、金融機関は中小企業や住宅ローンの借手から貸付条件の変更等の申し込みがあった場合、積極的に応じることが努力義務として課された。貸付条件の変更の具

体的内容としては、例えば返済期限の延長や貸付金利の減免などが挙げられる。実効性を担保するために、金融機関に対して体制整備や実施状況の開示、当局への報告などを義務付け、虚偽開示・虚偽報告に対しては罰則を設けた。金融機関のいわゆる“貸し剥がし”により、中小企業の資金繰りが行き詰まり、倒産が相次ぐことを防ぐために導入された制度であった。

円滑化法の有無にかかわらず、これまでも金融機関は独自の判断で融資先企業と貸付条件の変更を行ってきた。しかし、融資先企業にとって有利な条件変更になると、不良債権として区分しなければならなくなるケースがある。そのため、金融機関としては簡単に条件変更に応じられず、また融資先企業としても、“追加融資が受けづらくなるのではないか”など今後の取引関係への影響を懸念し、条件変更を申し出にくい状況があった。そこで、金融庁は円滑化法の施行に合わせ、関係機関向けの監督指針や金融検査マニュアルの改正などを行うことで、双方にとって貸付条件の変更がしやすくなるよう運用の見直しを図った。借手に有利な貸付条件の変更を行う場合、従来中小企業に関しては条件変更の段階で経営再建計画の策定が必要であったが、これを1年以内に策定する見込みがあれば不良債権に区分しなくてよいこととしたのである。

不良債権とは、経営が破綻している先や業績不振などによって経営が実質的に破綻している先、あるいは破綻する危険がある先に対する債権のことであり、元本または利息の支払いが3ヵ月以上滞っている貸出金や、当初の条件どおりに返済できず金利の減免や元本の返済が猶予されている貸出金も含まれる。銀行や信用金庫・信用組合など預金取扱金融機関は、まず債務者の返済能力を財務状況・資金繰り・収益力などから判定し、正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分する（これを“自己査定による債務者区分”という）。このうち、それぞれの債務者に対する債権（貸出金やそれに準ずる債権、未収金など）に対して資金使途など、債権の内容を個別に検討し、金融再生法および銀行法の基準に基づいて分類する。

分類した結果は「金融再生法開示債権」および「リスク管理債権」として、金融機関ごとに開示す

ることが義務付けられている。金融再生法開示債権のうち「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、リスク管理債権の「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」がいわゆる“不良債権”である（図表3）。なお、金融再生法開示債権とリスク管理債権の大きな違いは、債権の範囲である。金融再生法開示債権は貸出金以外の債権も含むのに対し、リスク管理債権は貸出金のみを対象としている。

図表3 債務者区分および不良債権額

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権		銀行法に基づくリスク管理債権区分	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1.9	破綻先債権	0.5
実質破綻先		危険債権	7.3	延滞債権	8.4
破綻懸念先		要管理債権	2.7	3カ月以上延滞債権	0.1
要注意先				貸付条件緩和債権	2.5
要管理先					
正常先		正常債権	475.8		

（注）2012年9月末現在、全国銀行の数値。
（出所）金融庁・全国銀行協会公表資料より大和総研作成

円滑化法は当初、2011年3月末で失効する予定であったが、国内では東日本大震災、海外では欧州債務問題やタイの洪水など企業を取り巻く環境が不透明であったことから延長が必要と判断され、2回の延長を経たのち2013年3月末を以て失効となった。中小企業の業況感をみれば、いまだ厳しい状況下におかれていることに変わりはないが、円滑化法は本来の金融機能を歪める負の面も指摘されている。金融機関からすれば、貸付金は顧客から受け入れている預金が原資であり、本来貸出先の信用リスクに応じた貸付条件（金利や担保徴求など）を設定する必要がある。円滑化法は努力義務とはいえ、実施状況などの開示が求められていることから、金融機関が業績回復見込みのない企業に対しても貸付条件の緩和に応じている可能性がある。一方、企業側からすると、資金繰りが続く限り業績が回復しなくても存続できてしまうため、過剰な支援策によりモラルハザードが生じ、経営改善に真剣に取り組んでいない可能性がある。

円滑化法に基づき貸付条件の変更を行った件数は2012年9月末時点で343.7万件、金額にして95.7兆円にのぼる。この数値は利用の累計値であり、利用企業の8割が複数回条件変更を行っていることから、実際の利用企業数は貸付条件の変更

を行った件数の1割程度とみられている。東京商工会議所が2012年8月に公表した「中小企業金融に関するアンケート調査結果」によれば、円滑化法終了後、貸付条件を変更している企業の2割程度（6万～8万件程度）の債務者格付（自己査定の債務者区分）が格下げされる可能性が指摘されている。格下げ企業に対する対応は、条件変更の継続や、経営支援強化などが検討されているようであるが、代位弁済の請求や、金利の引き上げ、担保権の行使、不動産担保の追加取得などを行うとの回答も一定数存在していることから、債権回収に向けた動きも出てくるとみられる。

円滑化法失効の影響

報道などでは円滑化法失効後の倒産件数の増加を懸念する声もあり、先述のとおり、一部の金融機関は債権回収に向けて動く可能性がある。しかし、日本全体としてみれば、一気に中小企業が倒産していくような事態にはならないであろう。

まず、預金に対する貸出の割合を表す預貸率は銀行全体：69%、信用金庫全体：52%、信用組合全体：53%と低迷している²。加えて、預金取扱金融機関の不良債権比率は3.0%と2000年代前半に比べて低水準で安定的に推移している（預貸率・不良債権比率ともに2012年3月末時点）。金融機関としては貸出を増やしたい（減らしたくない）というのが基本的な考え方であり、かつ不良債権比率も安定している状況であれば、損失が確定してしまう債権処理に積極的に動く動機があるとは考えにくい。預金取扱金融機関が所属する各業界団体（全国銀行協会や全国信用金庫協会など）は2013年2月にそれぞれ、円滑化法の期限到来後の融資姿勢はこれまでと変わらない、という声明文を公表している。

円滑化法の失効に備え、内閣府・中小企業庁・金融庁は2012年4月に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定した。①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す、②企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携の強化を図る、③経営改善・事業再生支援の環境

² 全国銀行協会「全国銀行平成23年度決算（単体）」、信金中央金庫「全国信用金庫概況（2011年度）」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定（平成24年3月末）」より。

整備を行う、の3つが支援の柱となっている。具体化された対策としては、例えば各都道府県に中小企業支援ネットワークが設立された（円滑化法施行以前においても地域によっては既に存在していたが、全国的に整備された）。各県・信用保証協会を中心に、地域金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）、法務・会計・税務等の専門家などが連携して中小企業の支援を行う体制が構築されたことになる。また地域金融機関や信用保証協会、中小企業基盤整備機構などの出資による事業再生ファンドの設立も行われており、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業再構築により再生が可能な中小企業を対象とした支援体制が講じられている。

今後の中小企業金融支援策

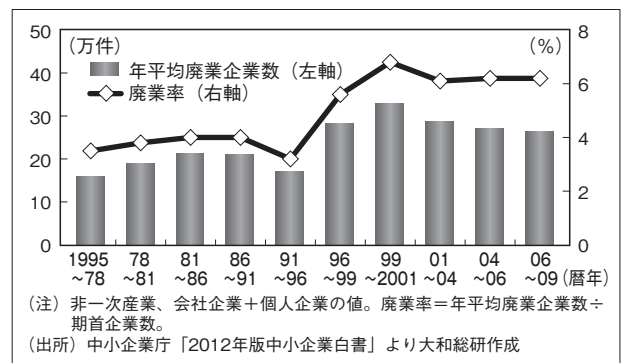
2008年後半からさまざまな形で行われていた中小企業金融支援策は2012年後半から一部が縮小されている。ソフトランディングできるよう対応策が打たれる一方、これまでの緊急措置としての色合いは薄まりつつあり、経営力強化のための中小企業金融支援策に転換しつつある。

2012年8月に施行された中小企業経営力強化支援法において新設された経営革新等支援機関の認定制度は、中小企業が新たな事業活動を行うにあたって何かしらの経営課題に直面した際に、企業の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うことを目的としたものである。税務や金融および企業財務に関する専門的な知識や実務経験がある法人または個人を、国が「経営革新等支援機関」として認定することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、中小企業基盤整備機構からの専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うものである。創設以降、地域金融機関や税理士、弁護士など6,740機関が経営革新等支援機関として認定されている（2013年3月21日認定分まで）。2012年度補正予算により、日本政策金融公庫など政府系金融機関の融資制度が新設・拡充されることになったが、新設された「セーフティネット貸付制度の経営支援型」、「中小企業経営力強化資金」は、ともにこの認定経営革新等支援機関の経営支援

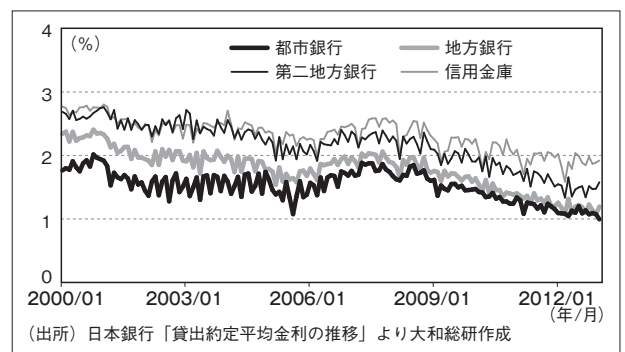
を受けることが利用の要件となっており、単なる延命策とならないような措置が講じられている。

円滑化法の失効により倒産件数が急増するような事態にはならないとはいえ、倒産件数には表れない、自主的な廃業の増加は懸念される。1990年代後半から廃業率は上昇しており、2000年代も高止まりの状態が続いている（図表4）。年平均で20万～30万件前後の企業が廃業しており、この大半は中小企業の廃業とみられる。経営環境の悪化や先行き見通しの不透明感に加え、経営者の高齢化が進み、後継者不在による廃業を選択する企業も少なくない。また、現在は貸出金利の低下が続いているものの（図表5）、今後もこの水準が継続する保証はなく、金利が上昇に転じた場合、資金調達に対するコスト意識も高まるであろう。債務弁済の体力があるうちに廃業の選択をする企業が増加しても不思議はない。これからは延命策としての金融支援策だけでなく、企業業績の回復につながる経営力強化策が求められているのである。

図表4 廃業企業数と廃業率の推移



図表5 金融機関別の新規貸出約定平均金利（長期）



Profile 太田 珠美

2003年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2009年早稲田大学大学院ファイナンス研究科ファイナンス専攻専門職学位課程修了（ファイナンス修士）。2003年大和証券株式会社に入社、2010年株式会社大和総研投資調査部に配属、日本株式市場を担当。2011年より現職。